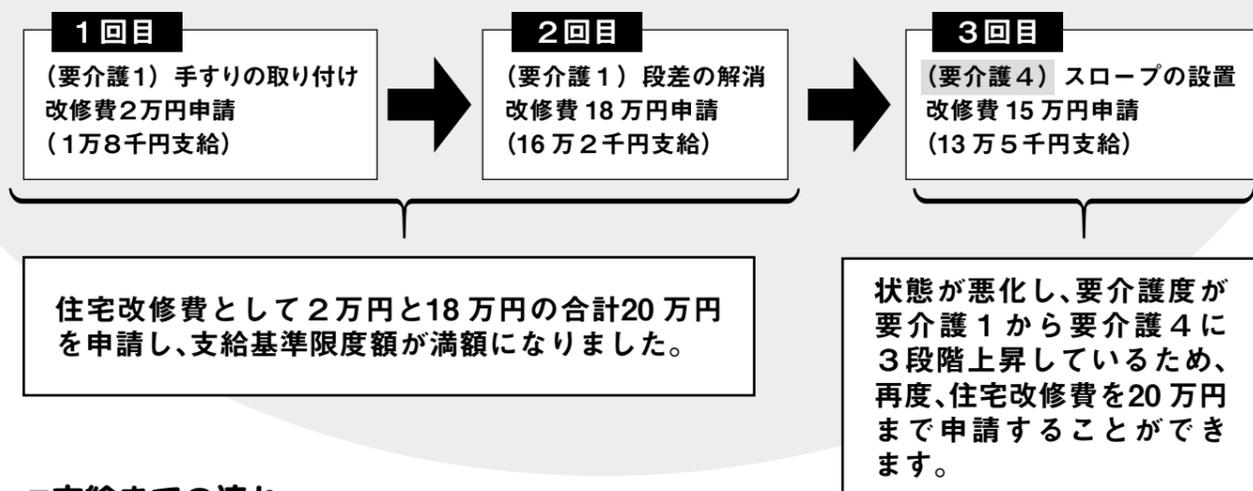
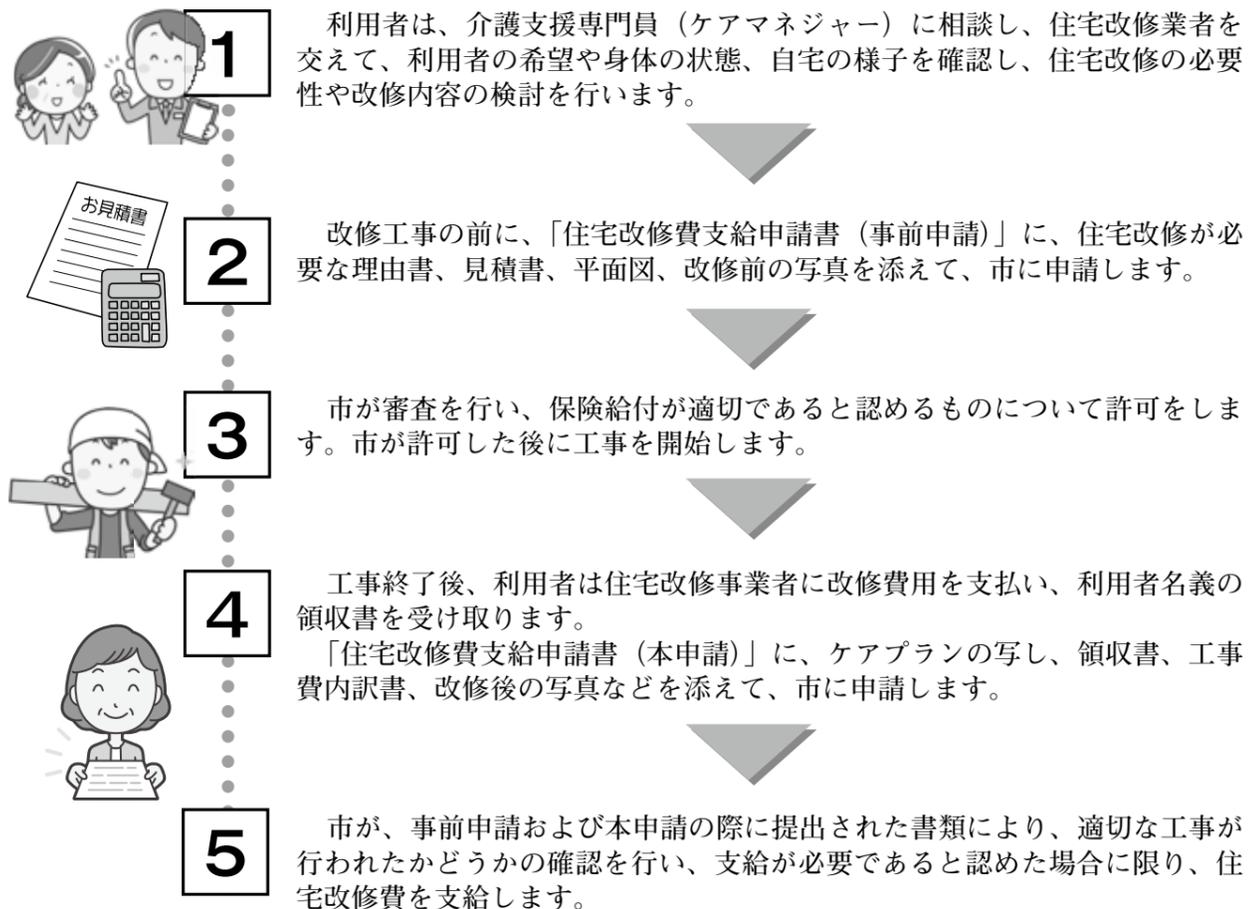


利用者負担 1 割の方が住宅改修を段階的に行う場合の例



■ 支給までの流れ



住宅改修を行うことで、転倒を防いだり、移動がスムーズになるなど、自宅で安全に生活することができます。

一方で、住宅改修は、体の状態や住宅の状況に応じて適切に行う必要があります。自ら安易に判断するのではなく、ケアマネジャーなどに相談しましょう。



問い合わせ 高齢者福祉課介護保険係 ☎ 0824-73-1167

在宅生活を支えるために 「住環境を整える介護保険サービス」

vol.3 住宅改修費の支給について

■ 住宅改修費の支給目的

介護保険による住宅改修費の支給は、利用者が自宅で安心して生活を送ることを助けることや介護者の負担軽減を図ることなどを目的としています。

市が、利用者の心身の状況や住宅の状況などから「日常生活の自立を助けるために必要である」と認めた場合に限り、住宅改修費が支給されます。

■ 支給対象となる住宅改修

住宅改修費の支給対象となる改修は、以下の①～⑥となります。

- ① 手すりの取り付け（廊下や階段、トイレなど）
- ② 段差や傾斜の解消（スロープ設置、浴室床のかさ上げなど）
- ③ 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更（畳・板材など）
- ④ 開き戸から引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤ 和式から洋式への便器の取り替え
- ⑥ その他これらの各工事に付帯して必要な工事
 - ・ 手すりの取り付けのための壁の下地補強
 - ・ 浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事 など

※ 住宅が賃貸の場合は、家主の承諾が得られれば改修は可能です。

※ 新築工事中の住宅や住所と異なる住宅は対象となりません。



■ 支給対象者

介護保険の要支援または要介護の認定を受けている人

※ 「事業対象者」として、通所サービス・訪問サービスのみ利用している方は、介護保険サービスでの住宅改修はできません。希望する場合は、要介護認定が必要です。



■ 支給方法

利用者が改修費用の全額を支払い、その後申請をして介護保険給付分（7割～9割）の支給を受けるという「償還払い」を原則としています。

■ 支給基準限度額

同一住宅で20万円までとし、20万円までの工事で済んだ場合は、残額分を今後の改修費用に充てることができます。逆に、20万円を超えた部分は全額自費になります。

ただし、別の住宅に引っ越して住所を移した場合や、心身の状態の悪化により前回の住宅改修給付時から要介護度が3段階以上上昇した場合には、再度20万円までの支給申請が可能となります。

